時事新報

明治廿八年四月十九日 金曜日
舊暦乙未三月廿五日 ●(丙、申)
日出午前五時五分 日入午後六時十六分
月出午前二時十五分 月入午後零時四十六分
滿潮午前零時九分 午後零時五十二分
(西暦一千八百九十五年)
年始より百九日 年末まで二百五十六日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報●

外國干涉の說は無實なり

平和條約はいよく調印濟と爲りたるよし條件の詳細は未だ知るを得ざれども假りに我輩の聊か聞き得たる所(昨日の紙上に記載したるもの)を實に近きものとするときは至極溫和の要求にして內外人共に非難はなかる可し或は今回の戰爭は東洋に於ける日淸兩國の間に開かれたるものにして局外の諸國には毫も關係なきに拘はらず或る外國の如きは平和の談判に關して意見を陳ずる所あり之が爲めに我指命の條件に幾分の增減を見たりなど說を爲すものもなきに非ざれども我輩は斷じて其無根を保證するものなり抑も日淸の戰爭は朝鮮改革の事に關し彼より戰を挑みたるより端を發して我曲固より彼に在り我正義の師は只敵の頑冥を懲らさんが爲めにして他に求むる所あるに非ず而して戰爭の實際を見れば開戰以來未だ一個年を經ざるに每戰功を奏して既に敵の咽喉を扼し今後の一擧は只その背を撫づのみの一段にまで立至りたる其大勝利は世界古今の歷史にも例を見るみと稀れなる可し是れ皆忠勇なる我軍人の奮戰力と一般國民の公義心とに由るものにして曾て外國人の力を假りたるみとなし例へば海軍の如き其技藝は近代發明の學理を應用するものにして日本に於ては創設以來年尙ほ淺く世界の先進國に比すれば實に一個の後進生たるに過ぎざるにも拘はらず船艦の運轉より諸器械の使用法に至るまで一人たりとも外國人の手を借らずして然かも敵國の海軍力を全滅するの大勳功を奏したる如きは著しき事實にして今回の戰爭に就ては最初より何一として依賴したるみともなき全く無緣の外國人が突然、平和の談判に干涉するの理由はある可らず我輩の決して信ぜざる所なり或は日本が敵國に指命したる條件は重大に過ぐるが故に友邦の情誼看るに忍びずして忠告を試みたるものなりと云んか本來輕重を云ひ大小と云ふは比較的の議にして其輕重を得るみと甚だ難しと雖も假りに或る外國が支那帝國を喩ふて今回日本の勝利と同樣の結果を得たりとせば其外國は如何なる要求を爲す可きやと云ふに日本が支那に指命したるものに比して必ず重大なるや實際に堪ふ可らず日本人が平生習慣に乏しからずして斯る場合に當りても[illegible]の要求を提出して徒らに他を苦しむるが如きみとを爲さゞるは何人も許す所にして外國人が其條件の寧ろ溫和なる可きは最初よりして疑はざりしみとならんか然るに今更らに之を重大なりとして忠告を試みるが如き[illegible]はある可らず假りに一歩を讓りて外國干涉の事實ありとするも我當局者が其條件を至當と認めて提出したる上は假令ひ局外者より如何なる忠告あるも寸毫も讓る可きに非ず況んや如何なる外國にても今日の場合に無益の忠告を試みて我國の感情を害するは其國の爲めに非常の不利なるに於てをや我輩の斷じて信ぜざる所なり又或は平和の條件は至極溫和にして素より異議なしと雖も外國ならば倘ほ重きを命ず可き筈なるに日本なるが故に溫和なりとあれば日本人に限りて殊に無慾なりと云ふに異ならず寧ろ奇ならずやとの疑もあらんかなれども日本人決して無慾ならず其條件の溫和なるは商賣の一點に着目して永遠の利益を期したるが爲めのみ戰勝の勢に乘じて最後の一打擊を下すときは彼の老帝國を破碎して粉韲に歸せしむるみと難からず其死命を制するは既に我手中に在るみとなれども彼の四百餘州を無君無政府の有樣に陷れ四億の人民をして其所を失はしむる如きは無益の殺生にして實際に何の利する所もなかる可し日本の目的は彼の頑冥を導ひて從來世界に鎖したる門戶を開かしめ大に通商貿易を便にして永遠の利益を謀らんとするものなるが故に戰爭は只彼の暴慢無禮を懲らして自から改悟の實を表せしめたるまでに止めて彼を追窮するみとを爲さず平和の條件に就ては商賣の事に重きを置て其他に多きを望まず即ち土地償金等に就て甚だ溫和なりしは商賣上の利益を主としたるが爲めなるのみ決して怪しむに足らざるなり要するに外國云々の說は全く無根のみか我輩の聞く所に據れば今度の戰爭に付き諸外國は始めより終りに至るまで嚴實中立の德義を守りて曾て差出がましきみとはなかりしと云ふ即ち今度の平和條約は實に日本國人の隨意に成りたるものにして此一段に至りては我輩は我軍人の功勞と共に外交官の盡力に對して大に感謝を表するものなり

官報

○勅令

朕軍艦團隊定員表中追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年四月十四日　海軍大臣 伯爵西鄉從道

○勅令第四十七號

軍艦團隊定員表中和泉ノ次ニ左ノ通追加ス

	濟遠		鎮東		鎮西		鎮南		鎮北		鎮中		鎮邊	
1	一	三		一		一		一		一		一		一
2	一													
3	五	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
4	四	一	一		一		一		一		一		一	
5		一七		五		五		五		五		五		五
6	三	一六	一	五	一	五	一	五	一	五	一	五	一	五
7	一	一三		四		四		四		四		四		四
8		三三		一二		一二		一二		一二		一二		一二
9	一	五四	一	[illegible]	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇
10	一	七二		一三		一三		一三		一三		一三		一三
11		二三〇	一	五八	一	五八	一	五八	一	五八	一	五八	一	五八
12	一													

勅令第四十七號參照
勅令第二百二十二號軍艦團隊定員表(明治二十六年十二月一日官報)抄錄

大佐 少佐 大尉 少尉 機關大監 機關少監 大機關士 少機關士 軍醫大監 大軍醫 少軍醫 主計大監 大主計 少主計
上等兵曹 軍樂師 機關師 船匠師 一等下士 二等下士 三等下士 一等卒 二等卒 三等卒 四等卒 計

○第二豫備金支出

明治二十八年度第二豫備金支出

第一回

一金四萬九千八百七十九圓廿一錢四厘　朝鮮事件費
一金十萬二千四百六十三圓一錢八厘　傳染病豫防費
一金九百十六圓六十五錢　獸疫費

淸國及朝鮮國トノ交涉事件ノ爲メ諸般ノ臨時費ヲ要セシト染傳病及獸疫流行ノ兆候アルヲ以テ之カ豫防費ヲ要シ前記金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀主務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月一日以降勅裁ヲ得タリ

明治二十八年四月十八日　大藏大臣 伯爵松方正義

雜報

○乘艦日記(第三)

四月三日 旅順に於て　特派員 永松達吾

旅●順●口●

三月三十一日夕高砂丸威海衛を發し四月一日朝旅順口に着す

素人の眼を以て旅順口と威海衛を比するに軍港として の要害は或は威海衛に讓るの感なきにあらざれど其規摸の宏壯、諸機關の整備に至つては威海衛の及ぶ所にあらず支那政府が幾億兩を此要港に注ぎ込みしと云へば其萬事の整頓するも謂はれなきにあらず

船●渠●

東港內に一の乾船渠あり一萬噸の大艦を修繕し得べし其大さは橫須賀の中船渠位なり同港占領後は船舶の修繕頗る多忙にして鎮遠の如きも東港內にあつて未だ修繕に着手せず

上●陸●

船の着するや日々記者鵜崎某と共に直ちに上陸、支那人夫に命じて荷物を負はしめ海軍司令部に到り取り敢へず荷物を托し置き軍艦比叡を訪ひ日々記者は同艦に乘込むみとゝなれり市街を散步して第六師團の舍營に佐田中尉を訪ふ

一●夜●の●舍●營●

步兵中尉佐田泰一氏は予が從弟にして威海衛攻擊に從ひ同所占領後當地にあり予は同氏が軍籍に入りし後行違ひ一回も面會せず此異域に於て相逢ふみとあらんとは期せざりしに不圖旅順の街頭に逢ひ互に無事を賀するよりは先づ戰捷を賀し同夜は同舍營に一宿するみとゝなれり

舍營に宛てし家は元豐泰機と呼ぶ質店にして可なり富豪なりしもの〻如く予が宿せし室は家の最も奧まりたる一室にて寢床は例の土床に燒火をなし密閉し置けば曉に至る迄溫煖なる支那朝鮮一流の煖室爐なり

觀●劇●

同夜佐田中尉及び日々記者と共に旅順の演劇を觀る舞臺は我が能舞臺の如く左右兩方に出入口あり我が演劇舞臺の如き上段なく建具なく引き幕なく唯卓机、椅子、帳帷等の小道具を用ふるのみ囃し方は舞臺の後方にあり實に喧噪を極む棧敷は我が劇場の如く土間も皆腰掛けあり劇場の大さは恰も赤坂の演伎座位のものならん

當夜の狂言名題は大畑騎、殺府、三世倫、灌將等にて何れも一段物なり中に悲劇あり慘劇あり道化あり諧謔あり陰氣なる世話物あり
廻りは中々勇ましく其
を捨て手を以て相搏つ
段の輕業をなす此役者
却て妙ならんと思はれ
始終幕切れなく出入し
に類し出入の間の扱け
り
役者は十二三歳より二
り物、附け髯等にて老
り中には美少年なきに
身賣りをなしたるもの
は慘刻を極め身體疲勞
橫濱などに居留せる支
る小供は男女に限らず
る由聞及びしが女は娼
るものなるみとならん
觀料は下等十錢、上等四
廉なれども日夜一杯の
ば我が講釋、落語、義太
ず一儲けあるべく思は

市●

一時四方に離散せる市
其數尙は從前の三分の
く且つ少しく富豪の商
旅舍、質商、飲食店に各
物、雜貨等を賣る小賣
茶、薪、魚肉等の市場は
らず物價は行政署にて
つては賣價殆ど二倍の

旅順行政署所

木炭	百斤	一圓五十
白菜	同	一圓
大葱	一斤	三錢
牛肉	同	七錢
猪肉(豚肉の事なり)	同	十二錢
鷄子	一個	一錢五厘
大口魚	一斤	三錢
干海老	同	七十錢

我が軍隊附きの酒保も
れども物價頗る不廉に
乏勝ちなり酒保の狡猾
引上げたる後に弗々賣
けられながら却て軍隊
りと云ふ

諸●官●

我が鎮守府の如きもの
きもの、官宅の如きもの
からず市街の三分の二
署、兵站部、運輸通信部
局其他陸海軍の事務所
けられたる大總督府の
られたり

亡●國●の●

支那人の不潔にして無
き事ながら予は實際支
の一斑を觀亦今更の思
船の旅順に着するや先
(支那の小船)なり始め
と思ひしに圖らざりき